

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（自治権拡大問題）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43441

徳安キヤライ合謀

事務次官 外務省議定 1962.10.23
 外務省 参事官 局長 北米課長
 官房長官 総務参事官 北米課長
 官房総務参事官 北米課長
 沖繩の自治権拡大に関する件

極秘
 12部内
 1号

アジア局総務参事官室
 昭和37年10月23日

10月19日、総理府広長参事官は、徳安総務長官の命によるものであるとして、同長官が来月沖繩に渡航する際キヤラウエイ高等弁務官との会談において自治権拡大の問題について別添甲書き物を非公式に同弁務官に手交して米側の検討を要請したい趣をもつて当省の見解を照会越し、これに対するわが方の見解を11月5日までに同長官に回答方依頼越した。

本件は別添乙号の経緯にもかんがみ、同長官が非公式にしても高等弁務官に対し本要望書を手交することは適当でない判断される。

よつて、上記当省の見解を総理府に回答することといたしたい。

今回の渡航が日米協力の一環として行なわれるから、予め打合せの範囲で意見交換を行なうことを主とするべきである。自治権拡大に関わるわが方意見は平議の協議がかなり遅い段階で、この時の空気を考えれば上記適当な方法で表明するのがよいと思ふ。 OCT. 25 1962

極秘
 12部内
 1号

沖繩の自治権拡大に関する問題
 について

昭和37年10月22日
 北

乙字

- (1) ケネディ大統領は、本年3月19日の声明において
 - (イ) 沖繩住民の安寧と福祉及び経済開発を増進するための援助について日米両国政府間で協議を行うべきことを言明するとともに、
 - (ロ) 特定の措置(イ)オ5号「施政権者としての米国が必ずしも保留しておく必要のない行政機能の琉球政府への委譲問題」及び(ロ)オ6号「琉球にある米国の軍事施設又は琉球列島自体の安全保障維持のために必ずしも必要でないすべての統制を撤廃するための琉球住民の個人的自由に対する不必要な制限撤廃問題」に関し、米国政府は継続的に検討を行う旨を言明した。
- (2) 4月30日ライシャワー大使は武内次官に対し、本国政府よりの訓令であるとして日米間の討議は、在京米大使館と在沖繩高等弁務

官との間で十分な協議を行つたのちに経済援助についてのみ開始したい旨申し越した。

- (3) 5月1日宇山審議官よりサタリン書記官に対し、日米討議の主題については、米国が沖縄援助の実施に限定しようとする事はわが方の了解と根本的に相異なる、日本側としてはケネディ声明に明記されているごとく米国政府が経済援助問題のみならず、住民の安寧と福祉の増進についても協議を開始する用意を有していると了解している。例えば過般の琉球船舶のインドネシア海域における銃撃事件の如き不詳事態を回避するための方策とか、その他の分野においても住民の自治の拡大、教育、労働、社会保障等の各般の問題について建設的提案を行ひよう準備を進めている。上記趣旨は日米間に存する irritants を除去するため、平和条約成立の枠内において両国の相互理解と信頼に友好的協力を推進せんとするものである旨を述べた。これに対し米側は、日本側の事情は了とするも、訓令は

前述したとおりである旨を繰り返した。

- (4) 5月4日当省は朝海大使に訓電して上記(3)の趣旨を米国政府に申し入れたところ、米側より、問題は経済援助に限るが住民の福祉増進については今一応研究しておくべしとの回答があつた旨回報越した。
- (5) よつて、5月8日当省より在京米大使館に対し上記日本側見解を示す talking paper の草案を作成、米側の検討方を要請したところ(同案は討議の議題として経済援助問題、自治拡大、住民の人権問題、社会保障、司法共助、渡航、琉球船舶旗、教育、労働、司法制度等を列記する)、5月9日同大使館より、本件提案の討議内容は沖縄の本土復帰交渉を予定しているが如き印象を与え、このためかえつて日米協議の開始を遅らせる惧れがあると述べて、However, the Japanese side wishes to utilize the occasion of the talk to make certain constructive suggestions on a broad range of problems in Okinawa, as the Japanese Government

と修正方提案越したので、翌10日、別添(1)の talking paper を米側に手交した。

- (8) 5月28日、米側より、沖縄に関する日米交渉の主題は(1)日本の沖縄に対する経済援助、(2)沖縄問題に関する合同協議を進める機構の設定、(3)上記(1)及び(2)に関して日米間に到達すべき了解の形式に関するものとされている。上記交渉の主題は日米いずれか一方が共通の関心事として検討を希望することあるべきその他の事項とは明確に区別する要あり、かかるその他の事項は会談の議題に含ませることなく、もし日本のいうがごとく広汎な諸問題に関し、certain constructive suggestions を行うことを日本側で希望するものであれば、米側としては、今次日米会談の枠外でそれを検討することとしたい旨の別添(2)の talking paper を受領した。

- (9) よつて、当省はわが方の建設的提案についての具体的申し入れに関し米側の意向をサウンドしたところ、9月7日在京米大使館より

当省に対し(1)自治権拡大の問題は琉球政府のイニシアテイヴにより民政官に対してなされた要望に基づいて考慮されること(2)琉球政府の行政能力は充分でないため米側は自治権の委譲について多分の疑念を抱いている。従つて、このような状況において日本側より自治権の拡大について米側にプレッシャーをかけることは現段階では不得策であると考える旨を伝えてきた。(別添3参照)

- (8) 9月11日、総理府古屋、副長官は別添(4)の「沖縄住民の自治権拡大に関する対米提案について」の説明書を当省湯川官房長を通じ対米申し入れに関し検討方要望した。
- (9) 当省は米國政府との協議に関する政策の基本方針を立案して9月13日閣議了解を得、同日、大平大臣よりライシヤウ一大使に対し援助問題とは区別さるべき自治権拡大の問題についても日本政府は建設的提案を行う意向である旨を述べた。(別添5参照)
- (10) しかるところ、10月19日、総理府広長

参事官は、徳安総務長官の命によるものであるとして、同長官が来月沖縄に渡航される際キャラウェイ高等弁務官との会談において本件自治権拡大の問題について別添(6)書き物を非公式に同弁務官に手交して米側の検討を要請したい趣をもつて当省の見解を照会越し、これに対するわが方の見解を11月5日までに同長官に回答方依頼越した。

- (11) 総理府においては徳安長官が就任以来、自治権拡大は日米交渉の重要な問題として取り上げるべきであると強く要望し来つている。(10)に述べたところはその一端の現われにすぎない。従つて、~~現在までは一応沖縄に対する政策は日米の沖縄に対する経済援助に重点をおき、自治権の拡大は慎重に取扱らべきであるとの方針を貫いてきたが、今やこの方針はより高いレベルにおいて検討し、将来の方針を確立しなければならぬ必要に迫られてい~~ると考える。

なお、本件に関し、10月23日、在京米大

使館、サタリン書記官の内話によれば、自治権拡大に関する高等弁務官の立場は次のとおりである。

キャラウェイ高等弁務官は自治権拡大に関してワシントンより指示を受けている一方琉球政府からも要請を受けているので目下同弁務官の手許において検討中の趣である、しかしながら現地に駐とんする軍隊の要求を考慮せざるを得ないため機微な立場にある。

このような機微な時にあたり、東京(日本政府又は在京米大使館)より自治権拡大についてプレッシャーをかけることは、キャラウェイ高等弁務官の性格よりみてその促進となるよりもむしろ逆の効果を生じるであろうと述べている。

9/11/62
別添(6)

Draft Proposal for increased self-governing rights
for the inhabitants of Okinawa.

The Japanese Government, with regard to the increase in the self-governing rights and freedoms of the inhabitants of Okinawa, excepting matters which affect the security of the Ryukyu Islands and those which are of grave interest to the United States or United States citizens, wishes to present the constructive proposals concerning the following aspects which are considered as reasonable and urgently important in the light of self-governing rights and rights of freedom which Japanese nationals residing in the Japanese islands ordinarily enjoy, and awaits the U.S. Government's sympathetic examination.

1 Concerning legislative self-governing rights.

(1) "The transfer of legislative matters which are the subjects of proclamations and ordinances of the United States Civil Administration to the Legislature."

1. Proposal

The United States as the administering authority should transfer to the Legislature the matters of legislation which it does not necessarily require directly to retain from the U.S. military viewpoint, and in the light of the security of the Ryukyu Islands, and which apply only to the Islands.

2. Reason

There are four cases where legislations by the Legislature are recommended by the U.S. Civil Administration to take the
Place

place of its ordinances. It is requested that the United States Civil Administration take similar measures for the other nine ordinances which are of a similar nature.

(11) Abolition of tax laws based on U.S. Civil Administration ordinances.

1. Proposal

To abolish income tax and automobile traffic tax based on U.S. Civil Administration ordinances and to make the rates of tax burden equal for foreigners and Okinawans.

2. Reason

The present situation goes strongly against the principle of tax equality and is a source of dissatisfaction to the Okinawans.

11 Concerning administrative self-governing rights

(1) "Transfer of the High Commissioner's power to employ and dismiss personnel of the Executive Office to the Chief Executive."

1. Proposal

(1) Revision to be made so that the Deputy Chief Executive be appointed by the Chief Executive with the concurrence of the Legislature.

(2) Revision to be made so that the personnel of the various bureaus of the Executive Office may be appointed independently by the Chief Executive.

2. Reason

According to the amendment of the Executive Order by the United States President in March of this year, the Chief
Executive

Executive "shall be appointed by the High Commissioner on the basis of a nomination which is made by the Legislature and is acceptable to the High Commissioner." Even from this it would seem out of balance to leave the appointment of the Deputy Chief Executive and the chiefs of bureaus who are the Chief Executive's assistants under the present system of independent and direct appointment by the High Commissioner.

(11) "Transfer of the authority of control over land owned by the Okinawa Prefecture and Japanese Government in Okinawa to the Chief Executive."

1. Proposal

The authority of control over land belonging to Okinawa Prefecture and the Japanese Government in Okinawa, excepting the military land and other lots of land directly used by the United States Civil Administration should be transferred to the Chief Executive.

2. Reason

The greater part (98 per cent) of the prefecture or state-owned land, excepting the land used by the United States military, has already been transferred to the Chief Executive, only 2 per cent or 2,200,000 tsubo remaining. As this remaining section is mainly house lots and farm land and is included by the Government of the Ryukyu Islands in its administrative programs for city planning and land improvement, the transfer of its management to the Government of the Ryukyu Islands is desirable from the standpoint of administrative convenience. (The

Japanese

Japanese Government expects to receive reports on the management conditions from the Government of the Ryukyu Islands).

(111) "Transfer of the authority to permit non-Okinawan residents to acquire land to the Chief Executive."

1. Proposal

The authority to permit non-Okinawan residents to acquire land which is at present retained by the United States Civil Administration should be transferred to the Chief Executive. Regarding land for military use in which the United States is interested, the regulations should be changed so that a prior approval of the U.S. Civil Administration be made a condition to their acquisition.

2. Reason

This system was originally introduced with the aim of preventing speculation in land by foreigners. As it is considered today that, with the Okinawan economy stabilized, this danger has been minimized, the Government of the Ryukyu Islands desires the transfer of this authority from the standpoint of increasing of its self-governing rights.

(1V) "Transfer of the authority of control over the Ryukyu Bank to the Government of the Ryukyu Islands."

1. Proposal

The U.S. Civil Administration ordinance establishing the Ryukyu Bank should be annulled and the Ryukyu Bank should be made a bank conforming to the Bank Law established by the Legislature as all the other ordinary banks. It should be placed under

the

the supervision of the Government of the Ryukyu Islands and the stocks of the same bank held by the U.S. Civil Administration should be released to civilian capital.

2. Reason

Through the switch to U.S. currency in 1958, the Ryukyu Bank has lost its character of a central bank and today is in no way different from ordinary banks in general; it is desirable therefore that it will receive the same treatment as other ordinary banks from the standpoint of fairness. Also, as the investment by the U.S. Civil Administration at the present time when the Okinawan economy is developed cannot be considered to be indispensable as originally, the release (of stocks) to civilian capital is considered appropriate.

- (V) "Increase in the self-governing rights of Okinawan inhabitants regarding management of four corporations including the Development Loan Corporation."

1. Proposal

(1) As the Development Loan Corporation is not directly connected with military affairs, the regulations should be changed that their management be transferred to the Government of the Ryukyu Islands as an organ of that Government, the United States Civil Administration guiding the management through the Government of the Ryukyu Islands.

(2) Regarding the three corporations for waterworks, electric power and housing, it is appropriate that these should be under the direct management of the U.S. Civil Administration for the

time

time being as they are directly connected with military affairs; but in order to increase the voice of the Okinawan inhabitants in their management, the ratio of Okinawan inhabitants' representatives on the board of directors should be increased.

2. Reason

As the Director of the United States Board of Audit has recognized and confirmed, the capital of the four corporations, conceptually, has already been given to the Okinawan inhabitants by the United States Government and no longer is United States Government property, the United States Civil Administration merely exercising control in a fiduciary capacity on trust of the Okinawan inhabitants.

On the other hand, the Government of the Ryukyu Islands earnestly desires improvements in the methods of management of the above named four corporations because the most important means of prosecuting economic development policies are not available on account of the U.S. Civil Administration controlling the biggest source of long-term, low-interest loans.

- (VI) "Simplification of methods of prior consultation and adjustment by subject"

1. Proposal

(1) To pursue the system of prior adjustment in conformance with the following divisions.

- (a) Draft legislation and budget bills which are subject to the veto of the High Commissioner to be submitted in full text in writing by the Chief Executive to the

U.S.

U.S. Civil Administration for adjustment prior to legislation.

- (b) As to all draft legislation and budget bills which do not fall under (a) or (c), especially those concerning education, industry, health and welfare, and labor administration as well as administrative matters which are delegated to local autonomous bodies in the Japanese mainland, their outline and difficult points should be shown to the American authorities prior to legislation, and adjustment made in a simplified manner.
- (c) Partial revision of existing laws which does not materially change the substance of the laws, or draft legislation which are to be re-recommended without important revisions, should be recommended for legislation by the Chief Executive alone, and the matter reported to the High Commissioner in writing after the fact.
- (2) The Chief Executive should conduct prior adjustments with the U.S. Civil Administration in accordance with the divisions outlined in the foregoing sub-paragraphs, but from the context of the 2nd paragraph of the Administrative Order which advocates the "encouragement of the development of a responsible Government of the Ryukyu Islands," the final decision should be left to the Chief Executive.

2.

21. Reason

Prior adjustment which invites complication of office work and lowering of administrative efficiency, harms the independence of the Government of the Ryukyu Islands, constituting a major problem. Hence the request for its simplification is very strong among the inhabitants of the Ryukyu Islands.

111. Concerning judicial self-governing rights

- (1) "Transfer of the High Commissioner's right of appointing judges to the Government of the Ryukyu Islands."

1. Proposal

- (1) Revision to be made so that the lower court judges be appointed by the Chief Executive from a list of nominees submitted by the Higher Court of Appeal.

2. Reason

The request of the Government of the Ryukyu Islands is considered proper from the standpoint of democracy and protection of human rights as pointed out by the American Freedom and Human Rights Association; furthermore, there is no stipulation in the Executive Order which prevents the above mentioned proposal.

- (11) "Enlargement of criminal jurisdiction of the courts of the Government of the Ryukyu Islands."

1. Proposal

To abolish the existing system, based on a U.S. Civil Administration memorandum, comprehensively designating Okinawan inhabitants' criminal cases affecting the interests of the United

States

States, as falling within the jurisdiction of the U.S. Civil Administration courts; and in principle, to grant jurisdiction of all cases to the courts of the Government of the Ryukyu Islands; and only in individual cases, where the High Commissioner believes the trial has been illegal, unjust or extremely harmful to the interests of the United States, to have the jurisdiction transferred to the U.S. Civil Administration courts from the courts of the Government of the Ryukyu Islands.

2. Reason

As the American Freedom and Human Rights Association has pointed out, the existing system in Okinawa has no American parallel. The transfer of complete jurisdiction over crimes committed by Okinawan inhabitants to the courts of the Government of the Ryukyu Islands is only natural from the standpoint of democratic principle, and is one of the strongest requests of the Okinawan inhabitants.

IV. Abolition of the publication licence system.

1. Proposal

Abolition of the publication licence system, making publication free.

2. Reason

The U.S. Civil Administration has been examining this question for long and in May 1959 revised the U.S. Civil Administration Ordinance on the subject, adopting a notification system for publications. However, because the implementation of the ordinance has been delayed due to

other

other problems, the licence system is still in effect today. The inhabitants of Okinawa earnestly desire the early realization of freedom of publication.

別添(1)

Confidential

May 10, 1962.

Talking Paper

1. President Kennedy's statement of March 19 this year made clear that the U.S. Government would enter into discussions with the Japanese Government with a view to working out precise arrangements to implement a cooperative relationship between the U.S. and Japan in providing assistance to promote the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands and their economic development, as discussed between Prime Minister Ikeda and President Kennedy during the former's visit to Washington last year.

During Prime Minister Ikeda's visit to Washington, he emphasized to President Kennedy the importance of the Ryukyuan problems and made a number of suggestions in regard to the measures which might be considered by the U.S. Government.

2. At the forthcoming discussions between the two Governments, the Japanese side wishes to utilize the occasion to make certain constructive suggestions on a broad range of problems in Okinawa, as the Japanese Government is of the belief that friendly and effective cooperation based on mutual understanding between Japan and the U.S. will be most useful for successful administration in the Ryukyu Islands.

3.

字
小
善
也
カ
ク
リ
ノ
チ
シ
カ
ノ
子
マ

3. It is also hoped in this connection that views of the Japanese side will be fully taken into consideration in the course of consultations which may be made between the United States Embassy in Tokyo and the Office of the U.S. High Commissioner in Okinawa.

STRICTLY CONFIDENTIAL

37-6-28

米大外 接受

ConfidentialTALKING PAPER

I. The dispatch of a GOJ survey team to Okinawa to assess the economic and social welfare needs and to be informed of the long range development plan presently being developed by US authorities will be welcome. The Japanese Government is invited subsequently to submit its views on this over-all plan through the Embassy in Tokyo. The Japanese team, as we have previously noted, should be kept to a manageable size and consist of representatives of Ministries and Agencies with a direct interest in economic assistance. The team will be expected to carry out its work in close coordination with the Office of the High Commissioner. The High Commissioner in turn, is prepared to offer full cooperation to the Japanese team and would welcome the opportunity to provide such logistic support as housing and transportation during their stay. The United States, recognizing the domestic sensitivity of the Okinawan issue, has made every effort to permit the Japanese team to depart at an early date. We are pleased to state that provided difficulties concerning the composition of the team do not arise, it would be welcome in Okinawa any time after June 3, under the conditions stated.

2. During the planning and programming phases of those activities which may be subsequently agreed upon for Japanese economic participation, Japan will have the opportunity to consult freely with the American side. Further technical Japanese missions will be facilitated when they are deemed suitable by both sides.

3. The High Commissioner is prepared to assure means for Japanese authorities to assess the results obtained by Japanese assistance, including provision for local Japanese assessments when they are deemed appropriate by both sides.

II. Proposed Schedule of Events

1. Japanese Survey Team will arrive Okinawa. Target date June 4.

2. The Foreign Office will submit, for transmission to HICOM, its comments and suggestions on the US 5-year plan for Okinawan development, noting at the same time, if it desires, fields where Japan would like to contribute assistance. Target date July 6.

3. The High Commissioner will forward to Washington a US 5-year development plan after taking into account comments and suggestions made by the Japanese Government. Target date July 23.

4. The Embassy and the Foreign Office will open formal talks on Japanese economic assistance to Okinawa and channels for bilateral and tripartite consultation in connection with Okinawan matters. Target date August 1.

III. The forthcoming US-Japan negotiations in connection with Okinawa shall be concerned with: a) Japanese economic assistance to Okinawa, b) the establishment of further means for joint consultation concerning Okinawan problems, and c) the form of a written understanding to be reached on (a) and (b) between Japan and the United States. These are the subjects to be negotiated and should be clearly distinguished from any others which either Japan or the United States might wish to explore as matters of common concern. Such "other" matters will not be included in the agenda of the talks and if, as indicated in the talking paper provided by the Foreign Office on May 11, the Japanese Government wishes to make certain constructive suggestions on a broad range of problems, the United States for its part would wish to review them outside the framework of the talks.

別添(3)

極秘

沖縄問題

沖縄の自治権拡大について

昭和27年
西 北

7月17日、米大使館グッドイヤー参事官及びサクリン一等書記官は二週間の予定をもつて沖縄を訪問し、米民政府と当面の問題を協議する趣であるが、その訪問の目的の一つとして、沖縄に対する日本の援助問題とともに自治権拡大の問題についても、意見の交換が行われることが予想される。

米側は、目下自治権の拡大について、次の点を当面の問題の内容にしているように推測される。

1. 自治権の拡大は、沖縄政府のイニシアティブにより民政官に対してなされた要望にもとづいて考慮されること。

2. 琉球政府の行政能力が充分でないため、自治権の委譲について多分の疑念を抱いている。従つて、このような状況において日本側より、自治権の拡大について米側にプレッシャーをかけることは、現段階では不得策であると考えられる。

極秘

134
15

沖繩住民の自治権拡大に関する対米提案について
(説明資料)

総理府特運局
(昭三七、八、二九)

一、方針

目下、米国政府においては、沖繩住民の自治権拡大問題に關し、検討中で、日本政府の建設的提案についても検討したいとの意向を示してきているので、日本政府としても、この好機を利し、日本国民である沖繩住民の熱望を十分考慮し、その合理的かつ緊要な事項について、対米提案を行い、米国政府の好意的検討を要請することとする。

二、提案項目の整理

沖繩住民の自治機関である琉球政府より、日本政府に対して數回に亘り、要請してきた項目は、合計三〇項目に上るが、特運局において、外務、大蔵、法務等關係各省の協力を得て、事務的に検討した結果、次の通り

- (一) 日本政府が提案することは不相当と認められる事項
- (二) 高等弁務官の拒否権行使の制限
- (三) 高等弁務官の権限の米民政官への大幅委譲
- (四) 外國貿易管理権の琉球政府への委譲
- (五) 外資導入許可権の琉球政府への委譲
- (六) 平和条約発効前の土地使用等に対する補償

- (6) 琉球政府東京事務所の機構の拡大
- (7) 受刑者の仮釈放に関する認可権の沖縄側機関への委譲
- (8) 火薬類の所持、貯蔵、使用等の許可権の琉球政府への委

譲

- (9) 民需用石油事業に関する管理権の琉球政府への委譲

- (1) 経済援助に関する事項にする方が適当と認められる事項

3

- (1) 日米琉懸話会の設置

(経済援助計画の実施につき、日米琉三政府間の連絡調整機関として別途提案を行うこととする。)

- (2) 技術交流

(経済援助計画の一項目として提案を行うこととする。)

- (3) 日琉間の問題として、別途、提案を行う方が適当と認められる事項

対米

- (1) 沖縄住民代表の日本国会への参加

- (2) 日本本土から沖縄への渡航制限の緩和

- (3) 沖縄住民に対する日本旅券の現地交付

- (4) 沖縄地域内及び沖縄船舶の日本国旗掲揚

- (5) 日本本土と沖縄との間の司法共助

- (6) 日本国民の沖縄への転籍許可制の廃止

- (7) 那覇日本政府南方連絡事務所の機能拡大

- (8) 海外における沖縄住民の身分

- (4) 自治権拡大問題として提案を行うことが適当と認められる事項

- (1) 米民政府の布告、布令による立法事項の立法院への移譲
- (2) 米民政府布令による税法の廃止
- (3) 高等弁務官の行政府職員任免権の行政主席への移譲
- (4) 沖縄県有地及び日本国有地の管理権の行政主席への移譲
- (5) 非沖縄住民の土地取得に関する認可権の行政主席への委譲
- (6) 琉球銀行に対する監督権の琉球政府への委譲
- (7) 開発金融公社等四公社の運営についての沖縄住民の自治権の拡大
- (8) 事前調整制の簡素化
- (9) 高等弁務官の裁判官任命権の琉球政府への委譲
- (10) 琉球政府裁判所の刑事裁判権の拡大
- (11) 出版許可制の廃止

三、提案項目

一、基本的考え方

琉球列島の安全並びに米国及び米国民に重大な利害関係のある事項を除き、日本本土であれば、通常享受し得る自治権及び自由権で、米国民政府においても検討中と思われる合理的かつ緊要な事項のみを取上げることとした。

二、立法自治権に関する項目

(一)「米民政府の布告、布令による立法事項の立法院への委譲」

1、琉球政府の要望

一般行政に関する事項は、すべて、立法院へ委譲すること

2、日本政府の提案

盧政權者としての米田が、米田の軍事上及び沖縄の安
全上、必ずしも、直接に、保護する必要がなく、かつ、
琉球列島のみに適用されるものについては、立法院に委
譲すること

5、理由

現在、米民政府より、布令に代る立法勸告を受けてい
るものが四件ある外、同性質の布告、布令が九件あるの
で、これらについても、同様の措置が期待し得るものと
認められること

(四)「米民政府布令による税法の廃止」

1、琉球政府の要望

米民政府布令による所得税及び自動車交通税を廃止し、
外国人と沖縄人との租税負担を同率とすること

2、日本政府の提案

右と同趣旨

3、理由

租税平等の原則に著しく反し、沖縄人の不満の禍因と
なっていること

三 行政自治権に関する項目

(一) 「高等弁務官の行政府職員任免権の行政主席への委譲」

1 琉球政府の要望

(1) 行政副主席は、立法院の同意を得て任命するよう改めること

(2) 行政府各局の職員は行政主席が単独で任命できるよりに改めること

2 日本政府の提案

右と同趣旨

3 理由

本年三月の木田大統領の行政命令の改正により、行政主

席は、立法院が行なり、かつ、高等弁務官が受諾し得る指名に基づいて、高等弁務官が任命する」とことなつた趣旨から見ても、行政主席の補助者である行政副主席、各局長等が高等弁務官の専断かつ直接任命制のままであることは、権限を失すると思はれること

(二) 「沖縄県有地及び日本国有地の管理権の行政主席への委譲」

1 琉球政府の要望

沖縄にある沖縄県有地及び日本国有地の管理権をすべて行政主席で交還すること

2 日本政府の提案

右と同し

理由

本軍使用の必要を認め、現在すでに、国庫有地の大部分(約九八%)は、行政主席に移管されており、残余は約二〇万坪にすぎないが、これらはすべて民用の宅地更新地で琉球政府の都市計画、土地改良等の行政対象となつてゐるので、行政上の便宜と琉球政府の財源確保(約百万米ドル)の見地から、その琉球政府への委管が望ましいと認められること(日本政府に対してはその管理状況報告も期待される。)

四「非沖縄住民の土地取得に関する認可権の行政主席への委譲」
上、琉球政府の要望

現在、米民政官に留保されている認可権を行政主席に委譲すべきである。その場合、軍事的安全を保持する目的で米国籍として関心を払うものと思われる米國軍隊使用土地に関する非琉球住民による所有権の取得申請については、別途、何らかの方策を考慮することは差支えないと考える。

五、日本政府の提案

現在、米民政官に留保されている非沖縄住民の土地取得に関する認可権は、行政主席に委譲することとし、米国籍を有する関心を有する軍用地については、米民政官の管

三、非沖縄住民の土地取得に関する認可権の行政主席への委譲

1、琉球政府の要望

現在、米民政官に留保されている認可権を行政主席に委譲すべきである。その場合、軍事的安全を保持する目的で米国籍として関心を執うものと思われる米国軍隊使用土地に関する非琉球住民による所有権の取得申請については、別途、何らかの方策を考慮することは差支えないと考える。

2、日本政府の提案

現在、米民政官に留保されている非沖縄住民の土地取得に関する認可権は、行政主席に委譲することとし、米国籍において、関心を有する軍用地については、米民政官の事

前の本題を条件とするように改めること

2、理由

元来、この制度は、外国人の土地取得を防止する目的で設けられたのであるが、現在は、沖縄経済が安定し、その要も少くなつてきているので、米国籍もその認可権を自ら留保する必要性がなくなつてきていることを認められている。従来であり、他方琉球政府側は、自治権拡大の見地から認可権委譲を要望しているので、米国政府においても、検討中と伝えられること

四、琉球銀行に対する監督権の琉球政府への委譲

1、琉球政府の要望

次の日本政府の提案と同趣旨

2、日本政府の提案

琉球銀行設立に關する米民政府布令を廢止、琉球銀行を他の普通銀行と同様に、立法院によつて制定された銀行法による銀行とし、これを琉球政府の監督下に置き、米民政府の保有する國庫銀行の株式は、民間資本に解放すること

3、理由

一九五八年のドル通貨への切り替えによつて、琉球銀行は、中央銀行的性格を失ひ、今日では一般普通銀行と何ら異なるところはないので、他の普通銀行と平等の取扱にすることが公平の見地から望ましいこと及び米民政府の出資も

現在では無意味であると米困側も認めてゐる模様なので、これを民間資本に解放することが、最近の沖繩経済界の实际情况に即してゐると認められること

(5) 「開発金融公社等四公社の運営に関する沖繩住民の自治権の拡大」

1、琉球政府の要望

次の日本政府の提案と大体同趣旨

2、日本政府の提案

(1) 開発金融公社については、軍事とは直接関係がないから同公社を琉球政府の機関として移管し、米民政府は、琉球政府を通じて、間接に、その運営指導を行なうように改めること

(2) 水産、電力、住宅の三公社については、軍事と直接関係があるので、当分の間、米民政府が直接運営を続けること

ととするが、沖繩住民の発言権の増大を図るため、理事会における沖繩住民代表の比率を増やすこと

3、理由

米国会計検査院長も承認しかつ確認しているように、これ四公社の資本は、観念的にはすべて、米國政府より沖繩住民に贈与されたもので、現在すでに、米國の固有財産になつておらず、米民政府は、沖繩住民の信託によつて、受託管理していることになつてゐる。

他方、琉球政府としては、長期低利の金融を米民政府の手に握られてゐるため、その経済開発政策の最も重要な手段を欠き、著しく自主性を害われているとして、不満の声を大にしているし、また米國側も、その改善策を検討中の態であること。

5 「事前調整制の簡素化」

1. 琉球政府の要請

(1) 高等弁務官の拒否権の対象となる立法勅告案については、従来どおり調整を要することとする。

(2) その他の立法案については、調整を要しないことに改めること。

2. 日本政府の提案

(1) 事前調整制度を次の区分に従って行なうようにすること。

(a) 高等弁務官の拒否権の対象となる立法案予算案については、行政主席は同案の全文を文書で、米側に提出して調整を行なう。

(b) (1)及び(2)に属しないすべての立法案予算案を除く、教育、産業、厚生、労働行政あるいは本土に於いては府県の自治に要せられている行政に関するものは、行政主席が案の大綱及び問題点を米側に提示して、簡易な方法で調整を行なう。

(c) 既存の立法の一部改正で内容に重要な変更のないもの及び重要な修正を加えることなく再勧告する立法案は、行政主席限りで、直ちに立法勅告をなした上で、高等弁務官に文書で報告する。

(d) 行政主席は、米民政府と前各号の区分に従って、事前調整を行なうが一責任ある琉球政府の発展を奨励すると

いう行政命令第二節の趣旨からも、最終的な取扱については行政主権の判断を要すること。

理由

本府閣議案は、事務の繁雑と行政効率を担ぎ、かつ、琉球政府の自主性を害ねるため、最も大きな問題の一つとなつており、本府閣も琉球政府側と合同委員会を設けて検討を開始しているが、その進捗状況は必ずしも早いとはいえないこと。

司法自治権に関する項目

(一) 「高等弁務官の裁判官任命権の琉球政府への委譲」

1. 琉球政府の要望

(a) 上訴裁判所の首席判事及びその他の裁判官は、立法院の同意を得て行政主務が任命するよう改めること

(b) 下級裁判所の裁判官は、上訴裁判所の指名した名簿によつて行政主務が任命するよう改めること

2. 日本政府の提案

右と同趣旨

理由

本府自由人権協会も指摘しているように、民主主義と人

権擁護の見地から、琉球政府の要望は当然のことと考えられるし、米国大統領の行政命令にも、前記提案を妨げる規定は存在していないこと、また米国政府においても、目下検討中と伝えられる。

(二) 「琉球政府裁判所の刑事裁判権の拡大」

1 琉球政府の要望

現行の米民政府書簡による事件の包括指定方式を廃止し、原則として、琉球政府裁判所に、第一次管轄権を与えることとし、個々の事件について、琉球政府裁判所の裁判権を撤回するかどうかを決定することとする。その場合、琉球政府捜査機関において、現行の米民政府書簡によつて

指定されている事例にかかる事件については、その都度、米民政府へ通報する等の措置は、別途考慮することとする

2 日本政府の提案

現行の米民政府書簡による米国に利害関係のある沖縄住民の刑事被害事件の包括指定方式を廃止し、原則として、琉球政府裁判所に、すべて、裁判管轄権を与えることとし、個々の事件についてのみ、高等弁務官は、その裁判が、違法不当かつ米国の利益を著しく害すると認められた場合に限り、琉球政府裁判所より米民政府裁判所に移管することに改めること

3 理由

米國自由人權協會も指摘しているように、現行の制度は、米國關係には他に類例がないし、沖繩住民の犯罪については、すべて琉球政府裁判所に管轄権を与えることが、民主主義の原理から見ても当然のことでもあり、また米國政府に
おいても、本問題の改善策を検討中との由であること

兵 個人的自由権の制限撤廃

「出版許可制の廃止」

1 琉球政府の要望

出版の許可制を廃止し、これを自由にする事

2 日本政府の提案

右と同趣旨

3 理由

米民政府としても、従来から、本件を検討しており、一九五九年五月の米民政府布令改正においては、出版物については届出制をとることに改められているが、同布令の施行が、他の問題のため延期されているので、現在も依然として許可制のままとなつてゐる。出版の自由化の早期実現は、沖繩住民の希望するところであるので、この際、日本政府よりも提案することが適切と思われること

STRICTLY CONFIDENTIAL

Talking Paper

September 15, 1962

1. The Japanese Government dispatched survey teams to the Ryukyu Islands during the period July 15 to August 3, 1962. Although their stay was short, they were able to accomplish their intended purpose for the most part, thanks to the cooperation of the U.S. High Commissioner Caraway.

The Japanese survey teams have prepared their reports which are based on their study of the basic idea of the five year program for economic development of the Ryukyu Islands formulated by USCAR in consultation with GRI, as explained to them by the High Commissioner, and of the data collected or information obtained from the local authorities as well as others concerned.

The Summary attached hereto is based on these reports and outlines the views of the Japanese Government on measures for economic development and enhancement of the public welfare of the Ryukyuan inhabitants. It is presented to the U.S. authorities for study as it is considered helpful in facilitating the progress of the Japan-U.S. discussions.

2. The Japanese Government's proposals (including 45 items as indicated by the U.S. side) concerning its concrete

measures

measures for assistance to the Ryukyus and the amount of aid required are under study by the Ministries concerned. However, it is difficult for the Japanese Government to finalize the above-mentioned proposal before it receives the U.S. Government's concrete proposal relating to the latter's long-range program or its program for the next fiscal year.

On the other hand, as the Japanese Government is pressed by the need to prepare the aid budget for the Ryukyus for the 1963 fiscal year on the basis of the U.S. proposals, the U.S. side is requested to present its proposal to the Japanese Government during the present month.

3. The Japanese people as taxpayers have a deep concern as to whether the aid provided by the Japanese Government to the Ryukyu Government would be used effectively.

Therefore, as regards aid projects undertaken by the Japanese Government, it is considered essential that:

- 1) appropriate measures be taken to ensure that the grants of aid in money or in kind are utilized effectively and that the Japanese Government is enabled to audit them so as to confirm their effectiveness.
- 2) as the Japanese Government considers it necessary to promote the administrative ability of the Ryukyu Government officials, it is prepared to receive more

trainees

trainees of the Ryukyu Government for training in Japan and to dispatch its own qualified personnel to the Ryukyu Islands as officials or advisers of the Ryukyu Government if so requested by the Ryukyu Government and concurred in by the U.S. Government.

4. So that the projects on which agreement has been reached between the Governments of Japan and the United States may be carried out smoothly, it is considered necessary to create a Japan-U.S.-Ryukyu tripartite committee for the purpose of liaison and exchange of views.
5. In regard to the problem of enlargement of self-government which should clearly be set apart from the problem of assistance, the Japanese Government wishes to make some constructive suggestions at an opportune time.

極秘
12部内
5号

沖縄の自治権拡大に関する件

アジア局総務参事官室
昭和37年10月23日

10月19日、総理府次長参事官は、徳安総務長官の命によるものであるとして、同長官が来月沖縄に渡航する際キヤラウエイ高等弁務官との会談において自治権拡大の問題について別添甲書き物を非公式に同弁務官に手交して米側の検討を要請したい趣をもつて当省の見解を照会越し、これに対するわが方の見解を11月5日までに同長官に回答方依頼越した。

本件は別添乙号の経緯にもかんがみ、同長官が非公式にしても高等弁務官に対し本要望書を手交することは適当でない判断される。

よつて、上記当省の見解を総理府に回答することといたしたい。

事務次官
外務参議官
官房長
官房総務参事官
アメリカ局長
参事官
北米課長
アジア局長
後官審議官
卜部参事官
総務参事官
北東アジア課長
沖縄の自治権拡大に関する問題
について

極秘
12部内
5号

昭和37年10月22日
重北

乙
字

- (1) ケネディ大統領は、本年3月19日の声明において
 - (イ) 沖縄住民の安寧と福祉及び経済開発を増進するための援助について日米両国政府間で協議を行うべきことを言明するとともに、
 - (ロ) 特定の措置(イ)カ5号「施政権者としての米国が必ずしも保留しておく必要のない行政機能の琉球政府への委譲問題」及び(イ)カ6号「琉球にある米国の軍事施設又は琉球列島自体の安全保障維持のために必ずしも必要でないすべての統制を撤廃するための琉球住民の個人的自由に対する不必要な制限撤廃問題」に関し、米国政府は継続的に検討を行う旨を言明した。
- (2) 4月30日ライシヤワー大使は武内次官に対し、本国政府よりの訓令であるとして日米間の討議は、在京米大使館と在沖縄高等弁務

官との間で充分な協議を行つたのちに経済援助についてのみ開始したい旨申し越した。

- (3) 5月7日宇山審議官よりサタリン書記官に対し、日米討議の主題については、米國が沖縄援助の実施に限定しようとする事はわが方の了解と根本的に相異なる、日本側としてはケネディ声明に明記されているごとく米國政府が経済援助問題のみならず、住民の安寧と福祉の増進についても協議を開始する用意を有していると了解している。例えば過般の琉球船舶のインドネシア海域における銃撃事件の如き不詳事態を回避するための方策とか、その他の分野においても住民の自治の拡大、教育、労働、社会保障等の各般の問題について建設的提案を行うより準備を進めている。上記趣旨は日米間に存する irritants を除去するため、平和条約が3条の枠内において兩國の相互理解と信頼に友好的協力を推進せんとするものである旨を述べた。これに対し米側は、日本側の事情は了とするも、訓令は

前述したとおりである旨を繰り返した。

- (4) 5月4日当省は朝海大使に訓電して上記(3)の趣旨を米國政府に申し入れたところ、米側より、問題は経済援助に限るが住民の福祉増進については今一応研究しておくべしとの回答があつた旨回報越した。
- (5) よつて、5月8日当省より在京米大使館に対し上記日本側見解を示す talking paper の草案を作成、米側の検討方を要請したところ(同案は討議の議題として経済援助問題、自治拡大、住民の人権問題、社会保障、司法共助、渡航、琉球船舶、教育、労働、司法制度等を列記する)、5月9日同大使館より、本件提案の討議内容は沖縄の本土復帰交渉を予定しているが如き印象を与え、このためかえつて日米協議の開始を遅らせる恐れがあると述べて、However, the Japanese side wishes to utilize the occasion of the talk to make certain constructive suggestions on a broad range of problems in Okinawa, as the Japanese Government

と修正方提案越したので、翌10日、別添(1)の talking paper を米側に手交した。

- (6) 5月28日、米側より、沖縄に関する日米交渉の主題は(イ)日本の沖縄に対する経済援助、(ロ)沖縄問題に関する合同協議を進める機構の設定、(ハ)上記(イ)及び(ロ)に関して日米間に到達すべき了解の形式に関するものとされている。上記交渉の主題は日米いずれか一方が共通の関心事として検討を希望することあるべきその他の事項とは明確に区別する要あり、かかるその他の事項は会談の議題に含ませることなく、もし日本のいうがごとく広汎な諸問題に関し、certain constructive suggestions を行うことを日本側で希望するものであれば、米側としては、今次日米会談の枠外でそれを検討することとしたい旨の別添(2)の talking paper を受領した。

- (7) よつて、当省はわが方の建設的提案についての具体的申し入れに関し米側の意向をサウンドしたところ、9月7日在京米大使館より

当省に対し(イ)自治権拡大の問題は琉球政府のイニシアティブにより民政官に対してなされた要望に基づいて考慮されること(ロ)琉球政府の行政能力は充分でないため米側は自治権の委譲について多分の疑念を抱いている。従つて、このような状況において日本側より自治権の拡大について米側にプレッシャーをかけることは現段階では不得策であると考える旨を伝えてきた。(別添3参照)

- (8) 9月11日、総理府古屋、副長官は別添(4)の「沖縄住民の自治権拡大に関する対米提案について」の説明書を当省湯川官房長を通じ対米申し入れに関し検討方要望した。
- (9) 当省は米国政府との協議に関する政策の基本方針を立案して9月13日閣議了解を得、同日、大平大臣よりライシャワー大使に対し援助問題とは区別されるべき自治権拡大の問題についても日本政府は建設的提案を行う意向である旨を述べた。(別添5参照)
- (10) しかるべしと、10月19日、総理府広長

参事官は、徳安総務長官の命によるものであるとして、同長官が来月沖縄に渡航される際キャラウェイ高等弁務官との会談において本件自治権拡大の問題について別添(6)書き物を非公式に同弁務官に手交して米側の検討を要請したい趣をもつて当省の見解を照会越し、これに対するわが方の見解を11月5日までに同長官に回答方依頼越しした。

- (1) 総理府においては徳安長官が就任以来、自治権拡大は日米交渉の重要な問題として取り上げるべきであると強く要望し来つている。(10)に述べたところはその一端の現われにすぎない。従つて、~~現在までは一応沖縄に対する政策は日米の沖縄に対する経済援助に重点をおき、自治権の拡大は慎重に取扱ふべきであるとの方針を貫いてきたが、今やこの方針はより高いレベルにおいて検討し、将来の方針を確立しなければならぬ必要に迫られていると考える。~~

なお、本件に関し10月23日、在京米大

使館、サタリン書記官の内話によれば、自治権拡大に関する高等弁務官の立場は次のとおりである。

キャラウェイ高等弁務官は自治権拡大に関しワシントンより指示を受けている一方琉球政府からも要請を受けているので目下同弁務官の手許において検討中の趣である、しかしながら現地に駐とんする軍隊の要求を考慮せざるを得ないため機微な立場にある。

このような機微な時にあたり、東京(日本政府又は在京米大使館)より自治権拡大についてプレッシャーをかけることは、キャラウェイ高等弁務官の性格よりみてその促進となるよりもむしろ逆の効果を生じるであろうと述べている。

大至急

主管宛送

極秘
部ノ内号

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	1	3	4
付			
属			

発送日 昭和37年11月19日
発信 タイプ 校査

文書課長 (印) 信案 (分類)

公信番 1987 公信日付 昭和37年11月19日

大 臣 主管 アジア局長
政務次官
事務次官
外務審議官
官 房 長 主任 総務参事官

起案 昭和37年11月17日
起案者 (44) 電話番号 40

受信者 総務課長 (印) 発信者 アジア局長

送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖縄の自治権拡大に関する件
先般貴庁より、今次総務長官の沖縄訪問に際し、高等弁務官と会談し自治権拡大の問題に關し 同長官が

GA-2 19 8 外務省 回覧番号

下管内各別府の改訂の上特選局長へ手交

No.

要望書を提出することに関し、非公式に
省省の態度について照会があったか?
(これは外務省の長官が、省省の所長に非公式に照会したか?)
本件について高野内におかれ協議を重ねた

と云う。
目的権拡大の問題は、外交ルートに
よって協議すべきである。この点については、
本問題も、高等弁務官と環球政府
との間において、目下検討中であり、
日本政府が現在の時期に本問題に
プレジャーを加えることは、米側に於いて
逆の効果を生ずるであらう。この理由より
以上の理由より、同長官が高等弁務官

公信案 (2) 外務省
高裁案 (2)

極秘
部内
号

1. 11月16日総理府特連局は、別添(甲)の文書を当省に送付越した。
同文書によれば、徳安総務長官は、沖縄の日本人戦没者慰霊祭に参列のため現地に赴きその機会に次の問題について高等弁務官と協議する意向をもっている趣である。
(1) 遺骨蒐集
(2) 経済援助
(3) 自治権問題
2. 以上(1)については、10月19日付文書をもって、高等弁務官の本問題に対する見解は、特連局に説明済み。
上記(2)については、昭和38会計年度における日本側援助の額及び項目について高等弁務官に論議することは、差控えるべきであるが、援助問題一般について先方の意向をサウンドする程度のこととは差支えないものと考えられる。
3. 上記(3)の自治権拡大の問題については、特に総務長官は10月23日付添付の英文の自治

No.

11/21/2
別添文書に於ける要旨
を投

念
との旨は、この向は、とあり、このことは
理解であり、念のたが
商ではないとの結果に達したため、
各府の理解とすべきこと、
（伊達）

以上、本問題については文書に於ける要旨を提出したことは

極秘

沖縄の自治権拡大問題についての
外務省の立場

自治権拡大の問題は、本質的に外交ルートによつて協議すべき日米間の重要外交問題であるのみならず、特に本問題は、高等弁務官と琉球政府との間において、目下検討中であり、日本政府が現在の時期に本問題にプレッシャーを加えるとは、(特に文書の形による申出て)米側にかえつて逆の効果を生ずる。

自治権拡大の要望書を手交する意図を有することが推測せられるところ、次の理由によつて、総務長官が高等弁務官との会談において本問題を取りあげるべきではないと考えられる。

1. 本問題は、外交ルートにおいてのみ協議の対象となる問題であること。
2. 本問題は、高等弁務官と琉球政府との間において、目下検討中であり、日本政府が現在の時期に本問題にプレッシャーを加えることは、アメリカ側に却つて逆の効果を生ずるであろう。

徳安總務長官が、キヤラウェイ高等弁務官と
会見される場合の発言要旨 (五十一)

○遺骨

(要旨)

従来米民政府、琉球政府の協力によつて遺骨収集が円滑に取運はれたことについて感謝する。最近の調査によつて集团的に遺骨が埋没しているものと推定される場所が新に十四ヶ所発見され、今後更に増加する見込である。これら遺骨を現状のまま放置することは遺族の心情からみても国民感情からみても問題を残すことになる。日米が心から融け合うためにも今後一層各位の協力を得て速かに収集にとめ手厚く葬ることとしたい。

(参考)

現在発見されている十四ヶ所中、特に多くの遺骨が埋没していると推定されるのは、

南風原村	南風原病院壕跡三ヶ所	(一三一〇柱)
糸満町	真壁陣地壕跡	(二〇〇柱)
糸満町	新垣陣地壕跡二ヶ所	(一六〇柱)
浦添村	前田病院壕跡	(一六〇柱)

等で、その他の場所にも相当多数が埋没している。

工期は長いもので九十日(仲座高地壕)短いもので四十五日(新垣陣地)程度、で注意深く発掘すれば特別な危険はない見込であるが、爆発物の使用を要する場所が二ヶ所、(白梅の塔の南方壕及び仲座高地壕)あると報告されている。

経費は約九千万円と現在見積られているが、勿論、日本政府の負担で行う。

以上の十四ヶ所の遺骨収集計画の要領は別に文書で差上てある。

○経済援助

(要旨)

十の十の
経済援助
(要旨)

沖繩の経済が近年発展し住民の生活が向上していることは高等弁務官はじめ民政府各位の指導の賜であつて感謝にたえない。自分も今回各地を廻つてよく視察して来た。

池田・ケネディ声明等に明かにされた通り、沖繩住民が内地相等地域の住民と同様な、安寧と福祉及び経済上の利益を享受できるように日本政府としては米国に協力して参りたい。日米の沖繩援助が沖繩で十分に消化されず、効果を挙げ得ないようでは困るが、有効な援助はなるべく速かに行い沖繩住民の満足をうることを望ましい。日本政府として今後も出来るだけのことをしたいが、米側もブライス法の改正等、今後においても十分な配慮を御願いしたい。一九六四年度の日本側援助については現在日本政府部内で検討中であり私の帰国後間もなく米側に示すことができる予定である。

○ 協議委員会 *Consultative Committee*
技術委員会 *Technical Committee*

(要旨)

両委員会を設けることには賛成であり、将来委員会が設けられた際は日米両国が従来にまして隔意なく援助問題等について話合えることが望ましい。また事務の面からも援助問題が円滑に取運ばれることが望ましい。日本政府としては、現在米側提案を検討中であり、結論を得次第米国と相談することとなる。

○ 自治権問題

(要旨)

従来米国政府が、沖繩の自治を助長し、住民の安寧福祉を増進し、自由、人権を尊重する方針をもつて施政に当り遂年その実を挙げていることは承知している日・米・琉のため喜びにたえない。殊に去る三月ケネディ大統領はその声明の中で、沖繩の自治や個人的自由の問題にもふれ今後継続してこれらの問題を検討し、その一層の充実を計る旨を明かにされたことは沖繩住民の間にも、また日本々土

住民の間にも非常な好感と期待をもつて迎へられたことは御承知の通りであり喜ばしい次第である。米國が沖繩施政を行うのは世界平和維持のためであり、軍事上の必要から自治や自由に已むを得ない制限が加えられることがあると思ふが、許される限り今後一層沖繩住民の自治、自由、人権の問題について御配慮を煩わしたい。

(参考)

○ ケネディ大統領領声明 (一九六二年三月一日)

三 施政権者としての米國が必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、いついかなる状況の下で今まで以上に琉球政府に委譲することができるかを決定するため琉球諸島の行政機能について継続的な検討を行う。

六 琉球にある米國の軍事施設または琉球諸島自体の安全保障維持のために必ずしも必要でないすべての統制を撤廃するため、琉球住民の個人的自由を不必要に制限していると考へられる諸

統制について継続的な検討を行う。

○ 琉球政府の主な要望

- (1) 高等弁務官の拒否権行使の制限
- (2) 高等弁務官権限の民政官への移譲
- (3) 日・米・琉懇話会の設置
- (4) 沖繩住民代表の日本国会参加
- (5) 布告、布令の民立法移替
- (6) 布令税法の廃止
- (7) 高等弁務官の行政府職員及び裁判官任免権の行政主席への移譲
- (8) 国有地、県有地の管理の移譲
- (9) 琉球銀行監督権の移譲
- (10) 事前調整の簡素化
- (11) 琉球政府刑事裁判権の拡大
- (12) 出版許可制の廃止

事務次官
外務審議官
官房長
官房総務参事官
DEC 10 1962
総務参事官
検理官
イマノシロノ代理大使の公務内奉に上つて

アメリカ局長
参事官
北米課長
検理官
イマノシロノ代理大使の公務内奉に上つて

アジア局長
ト部参事官
総務参事官
北東アジア課長
検理官
イマノシロノ代理大使の公務内奉に上つて

極
秘
まで

A、徳安総務長官は11月25日、執り行なわれ
た沖縄戦没者慰霊祭参列のため渡沖したが、そ
の機会に高等弁務官と会談した。同高等弁務官
との会談内容は次のとおりである。情報のソー
ス(在京米大使館、特運局)

1. 同長官は高等弁務官に対し、沖縄に対する
日本政府の経済援助について高等弁務官の意
向を打診したが、同弁務官は現在外務省と在
京米大使館との間において交渉中であり、意
見を述べる立場にはないと述べた。
2. 同長官は高等弁務官に対し自治権拡大につ
いては、琉球政府より要請があつたときは好
意的配慮を払われたい旨述べたのみで、自治
権拡大に関する要望書を提出しなかつた趣で
ある。

3. 戦没者の遺骨収集に関し、14カ所の発掘
計画について高等弁務官の意向を打診したが、
同高等弁務官は民生の安定、経済の発展を阻
害するような大規模の発掘作業には同意する
ことが出来ない旨述べた。

その後、同長官は遺族会の一部よりの強い
要請に応えるため、再度高等弁務官に説明し
たが何等確答を得なかつた模様である。

37.12.1
局長附
回 号
垂北 3708

B.

1. 2月3日アメリカ大使館サタソン書記官は、
香森参官を来訪し、同日同大使館で行なわれた
徳安長官とエマーソン代理大使との会談内容に
ついて次のとおり述べた。

(1) 徳安総務長官は、大竹特選局長、広長参事
官帯同、在京米大使館を訪問した。同長官は
沖縄訪問に際し、高等弁務官府より受けた滞
在中の好意に対し謝意を表するためエマーソン
代理大使に面接した。その機会に戦没者の遺
書収集について高等弁務官の承認を得ること
が困難であるような発掘計画を述べその協力
方を要請した。米側は、当初より戦没者の遺
書に対し深き敬意を払うべきであるとの方針に
基づいて日本側に協力を続けているが、沖縄
住民の民生の安定と経済の発展に障害となら

ない規模の発掘作業には協力はやぶさかでないが同長官の示した計画はこのような規模を
超えるものであり、高等弁務官の承認を得る
ことは極めて困難であるであろう。更に同書
記官は、このような機微は問題を正規のルー
トを通じないで大使館に要請することは大使
館の立場を困難ならしめ、ひいては、日米の
関係に面白からざる影響を引き起すおそれ
がないわけではないであろうと述べた。

(2) 更に、同長官は、沖縄人の功勞者に対し褒
賞 (Decoration) を贈りたい旨述べたの
で、「サ」書記官は、このような問題は極め
て機微な問題であるから慎重に取扱うべきで
ある旨述べた (特選よりの情報によれば、徳
安総務長官は賞勲関係の責任者であるので、

外務省の承認を得る必要があるか？

沖縄人にして沖縄のために貢献した者に対し、
勲章授賞を贈ろうと考えており具体的には教育
産業の発展のために貢献した者から選ぶこ
ととしている趣であるが現在のところ人選未
定)。

2. 「サ」書記官よりの上記陳述に対し、香
参事官は次のとおり答えた。

(1) これまで屢々述べているように正規のルー
トを通じないで、大使館を困惑させるような
要請は外務省を通じて申入れるよう婉曲に拒
絶して貰いたい。

(2) 徳安総務長官は先般、厭齋祭参列のため渡
沖し、その機会に同長官が高等弁務官と会談
し、本件について協議したが同高等弁務官は
大規模な発掘作業には承認を与えることがで

きない旨同長官に説明したとのことであるが、
今日エマーソン代理大使に協力を要請した計
画とはノカ所の大規模の発掘計画と関係あ
りやと質問したところ、「サ」書記官は「然
り」と答えた。

3. 更に、香参事官は、特選の内部には種々の
事情があるが、事情調査の上その結果を説明
することといたしたい。更に、上司とも協議の
上善処したいと考える旨を付言しておいた。